



(令和5年8月15日)

令和5年

美濃加茂市議会第3回定例会

記者発表資料

日程等及び条例案の概要説明資料

美濃加茂市

## 目 次

- 1 令和 5 年美濃加茂市議会第 3 回定例会会期及び議事日程(案) . . . . . 1
- 2 令和 5 年美濃加茂市議会第 3 回定例会提出予定議案 . . . . . 2
- 3 条例案の概要 . . . . . 4

## 令和5年美濃加茂市議会第3回定例会会期及び議事日程(案)

1. 会 期 8月24日(木)から9月21日(木)までの29日間

2. 議事日程

日次	月	日	曜日	開 議	区 分	摘 要
第1日	8	24	木	午前9時	本会議	提案説明
2		25	金		休会	議案精読
3		26	土			
4		27	日			
5		28	月			
6		29	火			
7		30	水			
8		31	木			
9	9	1	金			
10		2	土			
11		3	日			
12		4	月			
13		5	火			
14		6	水			
15		7	木	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
16		8	金	午前9時	本会議	市政一般に対する質問
17		9	土		休会	
18		10	日			
19		11	月	午前9時	本会議	質疑・委員会付託
20		12	火	午前9時	委員会	予算決算特別委員会
21		13	水	午前9時	委員会	予算決算特別委員会
22		14	木	午前9時	委員会	文教民生常任委員会
23		15	金	午前9時	委員会	企画建設常任委員会
24		16	土		休会	委員会審査結果まとめ
25		17	日			
26		18	月			
27		19	火			
28		20	水			
29		21	木	各委員会終了後	本会議	委員長報告・質疑・採決

7月24日の議会運営委員会で定例会の会期が上記のとおり決定しましたのでお知らせします。

令和5年7月26日

連絡先 美濃加茂市議会事務局 TEL25-2111(内線281)

令和5年美濃加茂市議会第3回定例会提出予定議案

【執行部関係】

議案番号	議案名	主管課	提出理由の概要
議第46号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例に関する条例について	キャリアサポート課	常勤の特別職職員（市長、副市長）の給料月額を一定期間、現条例とは異なる規定とするため、新たに特例の条例を制定するもの。
議第47号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	こども未来課	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律並びにこども家庭庁設置に伴う基準府令及び基準省令の一部改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うもの。
議第48号	令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第3号）	財政課	別紙
議第49号	令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）	国保年金課	別紙
議第50号	令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）	高齢福祉課	別紙
議第51号	令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第2号）	上下水道課	別紙
議第52号	市道路線の認定について	土木課	市道加茂野487号線外4路線の認定
議第53号	美濃加茂市と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。
議第54号	美濃加茂市と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。
議第55号	美濃加茂市と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。
議第56号	美濃加茂市と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。
議第57号	美濃加茂市と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。
議第58号	美濃加茂市と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。
議第59号	美濃加茂市と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。

議第60号	美濃加茂市と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。
議第61号	美濃加茂市と御嵩町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について	市民課	相互の行政区域を越えて、住民票の写し等の証明書の交付事務等を行ってきた事務委託の廃止について、議会の議決を求めるもの。
諮第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	今井直樹氏の任期満了に伴う後任委員の推薦(再任)
諮第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	ひとづくり課	川合伸子氏の任期満了に伴う後任委員の推薦(再任)
認第1号	令和4年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課	別紙
認第2号	令和4年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	別紙
認第3号	令和4年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	別紙
認第4号	令和4年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	国保年金課	別紙
認第5号	令和4年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	高齢福祉課	別紙
認第6号	令和4年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	総務課	別紙
認第7号	令和4年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	総務課	別紙
認第8号	令和4年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	上下水道課	別紙
認第9号	令和4年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	上下水道課	別紙

◎ 条例の趣旨

美濃加茂市常勤の特別職職員である市長、副市長の給料月額、美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和41年美濃加茂市条例第21号。以下「特別職給与条例」という。）第3条で規定されているが、一定の期間についてこの条例とは異なる給料月額を規定するため特例の条例を新規に制定するものです。

◎ 条例の概要

市長の給与について、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6箇月の間、特別職給与条例に規定する給料月額から当該金額の100分の10に相当する額を減じて得た額とします。

副市長の給与について、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの3箇月の間、特別職給与条例に規定する給料月額から当該金額の100分の10に相当する額を減じて得た額とします。

市長、副市長ともに当該減額の期間に係る期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、特別職給与条例第3条に定める額とします。

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日

この条例は、令和5年10月1日から施行します。

○ 条例の失効

この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失います。

〔議第 47 号〕

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 頁】

◎ 改正の概要	
○ 法改正情報	
公布された法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)</li> <li>○こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令(令和5年内閣府令第33号)</li> <li>○こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和5年厚生労働省令第48号)</li> </ul>
条例改正に影響する施行日	法律 令和5年9月16日 府令及び省令 令和5年4月1日
改正された法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)</li> <li>○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。)</li> <li>○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。)</li> </ul>
条例改正に影響する条	認定こども園法 第3条 基準府令 第15条、第37条及び第44条 基準省令 第25条
○ 条例改正趣旨	
認定こども園法並びにこども家庭庁設置に伴う基準府令及び基準省令の一部改正が行われたことに伴い、必要な改正を行うものです。	

◎ **改正の主な内容**

- 認定こども園法の改正による項ずれを反映するもの（美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条）

認定こども園法第3条第11項が同条第10項へ繰り上がることから、字句の訂正を行うものです。

- 厚生労働省から内閣府への事務移管を反映するもの（美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条、第38条及び第45条、美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条）

事務移管に伴い「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」へ字句の改正を行うものです。

◎ **施行期日（附則）**

この条例は、公布の日から施行します。